

宮古島市エコアイランドPR館
管理運営仕様書

宮古島市企画政策部
エコアイランド推進課

宮古島市エコアイランドPR館管理運営仕様書

1. 施設の概要

- (1) 名称： 宮古島市エコアイランドPR館
施設愛称： エコパーク宮古
- (2) 所在地： 宮古島市下地字上地743番地
- (3) 建物概要： RC構造 平屋建 延床面積225.93㎡
- (4) 敷地面積： 1,191㎡（宮古島市バイオエタノール製造施設敷地内）

2. 宮古島市エコアイランドPR館の運営管理に係る基本的事項

- (1) 宮古島市エコアイランドPR施設の設置及び管理に関する条例に基づくこと。
- (2) 宮古島市エコアイランドPR施設の設置及び管理に関する条例施行規則に基づくこと。
- (3) 下記の管理運営方針に基づくこと。
 - ①市民活動の促進・発展と活力ある地域社会の実現に向けて最大限努力すること。
 - ②施設視察者が利用しやすいようにサービスの向上に努める。
 - ③効率的な運営を行うとともに、管理運営経費の節減に努める。
 - ④個人情報の保護を徹底すること。
 - ⑤災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
 - ⑥常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
 - ⑦周辺住民や事業所、地域社会との良好な関係づくりに努めること。
 - ⑧近隣の環境に影響を及ぼすことの無いよう最大限の注意を払い、施設を管理運営すること。
- (4) その他関連法令等を遵守すること。

3. 指定管理者による指定期限追加

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

4. 指定管理料等

指定管理料は無料とする。

5. 職員配置等の業務

- (1) 施設の管理運営業務に従事する職員は、運営に支障を生じない人数の配置をすること。
- (2) 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障があってはならない。
- (3) 職員に対しては、管理運営及び来館者への説明等が十分出来るよう必要な研修を行うこと。

6. 施設の維持管理に関する業務

- (1) 出入り口及び窓の開錠、施錠を行うこと。
- (2) 施設内は禁煙であることから、来場者への指導を行うこと。
- (3) 電気器具及びガス器具の元栓を点検すること。
- (4) 施設内で火災や事故等が発生した場合や急病人が出た場合は、人命の救助を最優先に適切な対応を行うこと。
- (5) 避難経路を常に確保すること。
- (6) 床面や便所等の清掃は随時行い、常に清潔感を保持すること。
- (7) 施設の屋外清掃管理を随時行うこと。
- (8) 台風等の異常気象時には、その対策を十分に行うこと。
- (9) 異常気象時の災害発生後は、直ちに被害状況の確認を行い速やかに報告すること。
- (10) 毎年度終了後2か月以内に、条例、規則で定めるところにより事業報告を作成し、次年度の事業計画書とともに報告すること。
- (11) 施設の管理に関し市長が必要とする資料の提出を求めた場合は、その都度協力して報告すること。

7. 施設等の管理運営に関する業務

- (1) 条例で定める設置目的である、エコツアーによる観光振興及び市民の理解促進による地域活性化を図ることを目的とし、管理運営を行うこと。
- (2) 観光スポット並びに、市民の学習施設としてPR及び環境作りを行うこと。
- (3) 来館者の対応及び「エコアイランド宮古島」に関する概要等の説明を行うこと。
- (4) 「エコアイランド宮古島」に関するセミナー・ワークショップ・交流会等(以下、「イベント」という。)の開催を年2回以上実施すること
- (5) エコツアーを年2回以上実施すること

8. 危機管理について

- (1) 施設の安全を確保するための必要な対策
 - ①安全管理体制を構築し、従業員の役割を明確化
 - ②緊急連絡体制の整備
 - ③安全管理マニュアルの作成
 - ④日常点検及び結果報告（毎日の業務報告書・日報）
- (2) 不審者又は侵入者への対応等、管理運営上の危機管理対策についてのマニュアル作成

9. 設備等の管理

- (1) 電気設備一式、空調設備一式、給排水衛生設備一式の点検を日頃行い性能を維持すること。
- (2) 消防用設備などの点検への協力を行うとともに、性能を維持すること。
- (3) 貸与された備品等は、日頃より点検や保守を行い、その性能の維持に努めること。

(4) 貸与された備品等が破損などの不具合が生じた場合は、宮古島市と協議すること。

10. 仕様書の疑義

この仕様書や、条例、規則等に疑義が生じた場合は、宮古島市と協議するものとする。